

隱情審答申第1号

令和2年2月5日

隱岐の島町長

池田高世偉様

隱岐の島町情報公開審査会

会長橋爪愛来



隱岐の島町情報公開条例第15条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年10月1日付け隱総第176号で諮問のあった審査請求事案について、下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

隱岐の島町長（以下「実施機関」という。）が令和元年7月25日付け隱総第120号により行った非開示決定処分により実施機関が非開示とした、「2017年10月1日に交わした隱岐の島町漁業集落の離島漁業再生交付金支援事業の着服事案に係る前担当者との確認書」（以下「本件対象文書」という。）について、別表に掲げる部分を開示すべきである。その余の判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

これまでに提出された書面で「異議申立」「異議申立人」と記載されている部分については、それぞれ「審査請求」「審査請求人」の誤りであると思われるため、本答申では「審査請求」「審査請求人」に置き換えて記載することとする。

1 開示の請求

審査請求人は、令和元年7月16日、隠岐の島町情報公開条例（平成27年隠岐の島町条例第39号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、本件対象文書の情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第10条2項の規定により、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年7月25日付で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、実施機関に対し、令和元年9月6日、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

本件対象文書は、「個人に関する情報」（条例第7条第2号）には該当しないから、開示すべきである。

また、本件対象文書は、使途不明金問題調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）に提出されている資料の中に含まれているから、町民への公開が保証された文書であり、開示すべきである。

さらに、本件対象文書が開示されなければ町民の生活の保護に反することが明らかであるから、条例第7条第3号アに該当し、開示すべきである。

第4 質問実施機関の説明要旨

1 本件対象文書の性格について

本件対象文書については、隠岐の島町長宛てに提出され、隠岐の島町役場の職員が職務上取得した文書であることから、「行政文書」（条例第2条第2号）に該当する。

2 条例第7条第2号該当性について

- (1) 本件対象文書は、隠岐の島町役場に勤めていた職員が、職務上管理していた団体の預貯金口座の通帳及び印鑑を個人的に用いて、資金を使用し、使途不明金を生じさせたという事案に関して、当該職員が自らの関与及び責任を認める内容を記載した文書であることから、「個人に関する情報」に該当する。そのため、原則として非開示である。
- (2) もっとも、但書に該当する場合は開示しなければならないため、但書の該当性について検討するに、本件対象文書は同号ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

3 条例第7条第3号該当性について

本件対象文書は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当しない。

4 小括

以上より、本件対象文書は、開示すべき行政文書には当たらないから、本件対象文書を非開示とした本件処分に違法、不当な点はない。

第5 審査会の審議等の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議等を行った。

- ① 令和元年10月1日 実施機関から諮問書を受理
- ② 令和元年10月1日 実施機関から弁明書を受理
- ③ 令和元年10月1日 審議
- ④ 令和元年10月27日 審査請求人から反論書を收受
- ⑤ 令和元年10月29日 審議

- ⑥ 令和元年11月26日 審議
- ⑦ 令和元年12月23日 審議
- ⑧ 令和2年1月28日 審議

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、実施機関が非開示とした本件対象文書を検分した上で、審査請求人の異議申立書及び反論書並びに実施機関の弁明書及び説明資料に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、次のように判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、当時、隠岐の島町役場農林水産課の職員だった者（以下「元職員」という。）が約3年間に渡り、隠岐の島町漁業集落、隠岐島後地域水産振興部会及び隠岐の島町いわがき生産者会（以下「3団体」という。）の交付金等の公金を着服していたことに関して、元職員が着服額を一括で返済する旨記載した「確認書」である。なお、元職員は、平成29年11月8日付けで懲戒免職処分となっている。

審査請求人は、本件対象文書を非開示とする本件処分の取消しを求めており、実施機関は、本件対象文書が条例第7条第2号に該当するとして本件処分を妥当と主張していることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、非開示情報該当性について検討する。

2 非開示情報該当性について

(1) 条例第7条第2号について

ア 審査請求人は、前記第3の2記載のとおり、本件対象文書は、「個人に関する情報」（条例第7条第2号）には該当しないから、開示すべきである旨主張している。

この点、隠岐の島町情報公開条例には、解釈運用基準が存在していないことから、島根県情報公開条例解釈運用基準（平成29年7月改訂）（以

下「運用基準」という。)を参考にして検討することとする。運用基準によれば、「個人に関する情報」とは、思想、信条、信仰、心身の状況、病歴、学歴、職歴、資格、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいうと説明されている。

本件対象文書のうち、元職員の自宅住所や3団体の預金口座の取引履歴に記載されている個人名といった情報は、「個人に関する情報」に該当すると認められる。

したがって、元職員の自宅住所や3団体の預金口座の取引履歴に記載されている個人名は、非開示とすることが妥当である。

イ 次に、審査請求人は、前記第3の2記載のとおり、特別委員会に提出されている資料の中に含まれているから、町民への公開が保証された文書であり、開示すべきである旨主張している。これは、おそらく条例第7条第2号アに該当するとの主張であると思われる。

この点、条例第7条第2号アの「法令等の規定により…公開されている情報及び公開することが予定されている情報」とは、運用基準によれば、法令等により何人でも閲覧等をすることができる情報をいい、閲覧等を利害関係人に限って認めているものは含まれない。また、運用基準によれば、「慣行として公開されている情報及び公開することが予定されている情報」とは、従来から慣行として公にされ、または公開請求のあった時点においては公開されていないが、将来公開することが予定されており、かつ今後公表しても問題のない情報のことである。

本件で、審査請求人は、特別委員会に本件対象文書が提出されていることをもって、開示されるべきであると主張しているが、特別委員会に提出され、かつ、一般に公開されているのは、本件対象文書が「確認書」と題される文書であることと、本件対象文書の2項目のみである。

したがって、特別委員会に提出されていることをもって、本件対象文書

の全体を公開すべきとはいえない。

(2) 条例第7条第3号について

ア 審査請求人は、前記第3の2記載のとおり、本件対象文書は、条例第7条第3号アに該当するから、開示すべきである旨主張している。これに対して、実施機関は、前記第4の3記載のとおり、本件対象文書は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当しないと主張している。

そこで、まず、本件対象文書が「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するかについて検討するに、本件対象文書は、3団体の着服金額等の詳細が記載された文書であり、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。

イ 次に、審査請求人は、前記第3の2記載のとおり、条例第7条第3号アに該当するから、開示すべきである旨主張している。

この主張について検討する前提として、まずは「公開することにより、当該法人その他の団体…に明らかに不利益を与えると認められる情報」に該当するかについて検討する必要がある。この点、隠岐の島町漁業集落の各集落名や3団体と取引関係にあった法人、団体又は事業を営む個人の名称、更には個別の使途不明金等の金額が公開されると、関係のない法人等が公金着服という事件に不用意に巻き込まれる可能性があり、当該法人等が活動を行う上で明らかに不利益を与えると認められる。

したがって、隠岐の島町漁業集落の各集落名や3団体と取引関係にあった法人、団体又は事業を営む個人の名称、個別の使途不明金等の金額については、非開示とすることが妥当である（もっとも、本件対象文書の2頁目に記載されている3団体の名称や各年度の使途不明金等合計額については、特別委員会の調査報告書として、隠岐の島町のホームページで一般に

公開されていることから、条例第7条第2号アに該当し、公開とすることが妥当である。)。

ウ そのうえで、審査請求人が主張するように条例第7条第3号アに該当するかどうかについて検討するに、条例第7条第3号アについては、町民の生活を保護するための公開の必要性が判断基準となっていることから、公開する利益とそれによって受ける不利益を十分に検討し、比較衡量して必要性を判断すべきである。

これを本件について検討すると、あくまで違法であるのは、隠岐の島町役場の元職員が公金を着服した行為であり、3団体が違法な事業活動をしていたわけではないから、3団体の保護が優先される。

したがって、条例第7条第3号アに該当する情報はなく、やはり非開示とすることが妥当である。

(3) これまでに非開示が妥当であると当審査会が判断した箇所以外については、本件対象文書が公金着服を行った元職員の職務に関する情報であることから、条例第7条第2号ウに該当し、開示することが妥当である。

3 結論

以上より、本件対象文書については、別表に掲げる部分を開示し、その他は非開示とすべきであるから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

(別表)

頁数	開示すべき部分
1 頁目	以下を除く全て ・第2項(1)、(2)、(3)の「振込口座」欄

	<ul style="list-style-type: none"> ・下から 2 行目
2 頁目	<p>全て</p>
3 頁目	<ul style="list-style-type: none"> ・1 行目 ・「H27 年度 漁業集落 使途不明合計額」及びその金額欄 ・一つ目の表の項目部分（集落の固有名詞及び「全体」を除く）。 ・二つ目の表のタイトル及び項目部分。 ・三つ目の表のタイトル及び項目部分。 ・A 欄、B 欄及びC 欄の金額部分。
1 1 頁目	<ul style="list-style-type: none"> ・1 行目 ・「H28 年度 漁業集落 使途不明合計額」及びその金額欄 ・一つ目の表の項目部分（集落の固有名詞及び「全体」を除く）。 ・四つ目の表のタイトル及び項目部分。 ・五つ目の表のタイトル及び項目部分。 ・A 欄、B 欄及びC 欄の金額部分。
2 2 頁目	<ul style="list-style-type: none"> ・1 行目 ・上の表の項目部分、一番左の列及び一番下の行。 ・下の表の項目部分及び一番下の行。
2 3 頁目	<ul style="list-style-type: none"> ・1 行目 ・上の表の項目部分、一番左の列及び一番下の行。

	・下の表の項目部分及び一番下の行。
24 頁目	・1 行目 ・上の表の項目部分、一番左の列及び一 番下の行。 ・下の表の項目部分及び一番下の行。
30 頁目	全て